

財 関 第 1600 号
平成 28 年 12 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成 29 年 1 月 1 日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成 26 年 3 月 28 日財関第 308 号）は廃止する。